

**平成30年度前期(第8期)官民協働海外留学支援制度
(トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム)家計基準判定資料
(父母からの仕送りがある場合)**

★父母等からの給付額について

※平成30年4月以降の在籍課程が大学院となる場合で、父母等からの給付がある場合に提出が必要

下記の者が日本学生支援機構の官民協働海外留学支援制度奨学金(トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム)を申し込むにあたり、申込者本人への給付額については、以下の通りであることに相違ありません。

○申込者氏名 _____

○給付者氏名【自署・押印】 _____ 印

○申込者との関係(続柄) _____

【各項目 1円単位:合計欄のみ1万円未満切り捨て】

平成28年	日常生活費(食費・住居費等)	授業料	通学費(定期代等)	小遣い・その他
1月	円	円	円	円
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
小計	円	円	円	円
合計				万円

【月別に記入できない場合は、年額のみを小計欄・合計欄に記入してください。】